新 旧 第1条~第5条(省略) 第1条~第5条(省略) (契約の解除) (契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約 は解除されます。 は解除されます。 1 お客様が当社に対して租税特別措置法施行令 1 お客様が当社に対して租税特別措置法施行令 第25条の10の7第1項に定める特定口座廃 第25条の10の7第1項に定める特定口座廃 止届出書の提出があったとき 止届出書の提出があったとき 2 お客様が出国により居住者又は国内に恒久 2 お客様が出国により居住者又は国内に恒久 的施設を有する非居住者に該当しないことと 的施設を有する非居住者に該当しないことと なった場合に、関係法令等の定めに基づき特定 なった場合に、関係法令等の定めに基づき特定 口座廃止届出書の提出があったものとみなさ 口座廃止届出書の提出があったものとみなさ れたとき れたとき 3 お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 3 お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25条の10の8に定める特定口座開設者死亡 25条の10の8に定める特定口座開設者死亡 届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完 届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完 了したとき 了したとき 4 やむを得ない事由により、当社が解約するこ (新設) とが妥当であると判断したとき 第7条~第8条(省略) 第7条~第8条(省略)